

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 1 月から 2 年 3 月までの期間及び 14 年 3 月から 15 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 1 月から 2 年 3 月まで
③ 平成 14 年 3 月から 15 年 9 月まで

オンライン記録では、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっているが、A市から送付されてきた四半期ごとの納付書により、金融機関の窓口で保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、A市から送付されてきた四半期ごとの納付書により、3か月ごとに金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたとしている。

しかし、A市の資料によると、同市が発行する国民年金保険料の納付書は、昭和 60 年 4 月から毎月納付できるよう 1 か月ごとの納付書に変更されており、申立人の主張と相違する。

また、申立期間③のうち平成 14 年 4 月以降については、保険料収納業務が市町村から国に一元化され、同月以降の納付書はA市が発行していないため申立人の主張と相違する上、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁的データをもって収録されているなど記録管理の強化が図られており、記録漏れや記録誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立期間は3つに及んでおり、合計で 67 か月と長期間であり、申立人は納付金額も覚えていないなど申立期間の保険料納付状況に係る記憶は明確でない上、これらの期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月に A 社（その後、B 社。現在は、C 社）D 支店に営業職の事務員として入社した。

年金の記録では、申立期間が空白となっているが、私が所持している E 健康保険組合の健康保険証には昭和 43 年 7 月 1 日に加入と記載されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社 D 支店から提出された人事記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において A 社 D 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 社 D 支店は、「当時の給与資料・社保資料等が見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、連絡先が明らかになった複数の元同僚に照会したところ、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について証言が得られない上、そのうち一人は、「申立期間当時、正社員となっても厚生年金保険と健康保険組合の加入時期が違っている社員がいた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、C 社 D 支店が申立人と同様に新卒の事務員として同時期に採用したとする元同僚も、申立人と同日の昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。